

6 初情教第 1 4 号  
令和 7 年 3 月 2 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会  
指導事務主管課長  
教職員人事・採用主管課長 殿  
各都道府県教育委員会免許事務主管課長

文部科学省初等中等教育局  
学校情報基盤・教材課長  
寺 島 史 朗

#### 中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の一層の充実について

GIGA スクール構想及び現行の中学校学習指導要領の着実な実施のため、指導体制の一層の充実が求められております。加えて、昨年 12 月に行われた「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」において、中学校技術・家庭科（技術分野）にも関わる情報活用能力の抜本的向上を図る方策について議論することが示されました。

こうした中、令和 4 年度に引き続き、令和 6 年度に文部科学省が実施した中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制に関する調査（以下「調査」という。）においては、中学校技術・家庭科（技術分野）を担当している教員 9,452 人のうち、2,386 人が臨時免許状（技術）の授与を受けた者又は技術の免許外教科担任の許可を受けた者であることが明らかになりました（別添 1）。令和 4 年度調査に比べて、一部の自治体では改善がみられるものの、依然として全国的な状況の改善には至っておりません。

また、各都道府県・指定都市教育委員会には、令和 5 年度の指導体制改善計画の実施状況を御提出いただき、一部の自治体にはヒアリングに御協力いただきました。ヒアリングにおいては、大学との連携についての課題のほか、複数校指導、遠隔教育特例校制度の活用に関する取組等の工夫について情報提供いただいたところです。

これらを踏まえ、各教育委員会におかれては、下記のとおり、中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の一層の強化が図られるよう格段の取組をお願いします。また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、下記について情報提供をお願いします。

記

## 1. 指導体制の確保について

### (1) 大学との協議

中・長期的な対応として、指導体制を継続的に強化していくためには、中学校教諭普通免許状（技術）を所有している教師を安定的に確保するとともに、現職教師についても不断の指導力向上を図ることが必要であり、そのためには、中学校「技術」の教職課程を置く又は置くことが期待される学科等を有する大学と教員養成・研修の在り方について協議することも重要です。その際、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の7により組織する協議会を活用することも考えられます。

### (2) 免許法認定講習等の受講奨励・開設

各都道府県、指定都市及び中核市教育委員会においては、大学と連携協力しつつ計画的に認定講習等を開設することも検討願います（別添2参照）。文部科学省では、これまで、認定講習等の開設経費に活用できる委託事業「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（うち、現職教師の新たな免許状取得の促進）」を実施しております。令和7年度の事業については今後公募することを予定しており、公募を開始した際には、事務連絡にて周知しますので、当該事業の活用も併せて御検討をお願いします。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容の変更も考えられますので、あらかじめ御了承ください。

免許法認定講習・公開講座・通信教育（既に教員免許状を持っている人が、他の校種・教科等の免許状を取得する方法）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/010602.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/010602.htm)



企画競争・公募等の情報

<https://pf.mext.go.jp/gpo3/MextKoboHP/list/kp010000.asp>



### (3) 複数校指導・遠隔教育の推進

複数校指導の実施については、「複数校指導の手引き（令和3年3月）」を御活用いただき、複数校指導の推進を御検討ください。複数校指導を積極的に推進し、臨時免許状の授与を受けた者や免許外教科担任の許可を受けた者の数を減らすことができた事例もございます。（別添2参照）

遠隔教育特例制度については、学校現場の創意工夫が発揮され、より効果的かつ柔軟な実施が可能となるよう、令和6年度より文部科学大臣による指定を不要とするなどの見直しを行っています。本制度における「教科・科目充実型」の遠隔授業は、遠隔にて専門性の高い教師による指導が可能となるため、生徒がより専門性の高い授業を受けることができ、学びの機会の充実につながることを期待されるとともに、受信側の教室に配置しなければならない教師は当該教科の相当免許状が不要であることから、当該教科を担当していた者に対する免許外教科担任の発令を解消することにもつながります。本制度も積極的に活用し、指導体制の充実を進めていただきますようお願いいたします。

なお、免許外教科担任の許可を受けた教師が対面で指導している場合でも、当該免許外教科担任への支援策として「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業により、当該教科に関する相当免許状を有する者や当該教科に関する専門家等が遠隔で授業に参画することは、免許外教科担任の支援や負担軽減につながるとともに、授業の質を高める上で有益と考えられます。

複数校指導の手引き（令和3年3月）

[https://www.mext.go.jp/content/20220324-mxt\\_kouhou02-000021514\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220324-mxt_kouhou02-000021514_1.pdf)



遠隔教育特例制度

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756_00001.htm)



## 2. 担当教師全体の指導力の向上について

### (1) コンテンツの充実

令和6年度中を目途に、中学校技術・家庭科（技術分野）内容「D 情報の技術」の特設サイトにおいて授業実践動画を追加しています。また、教科調査官も作成協力したNHK for Schoolにおける関連動画・番組が公開されております。さらに、Plant（全国教員研修プラットフォーム）に中学校技術・家庭科（技術分野）の指導力向上に資する研修コンテンツ（令和6年度夏季開催研修『未来を創る技術教育』のアーカイブ動画）を掲載しております。これらの動画を研修の充実にご活用ください。

中学校技術・家庭（技術分野）内容「D 情報の技術」の特設サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00617.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00617.html)



### (2) 担当教師の研修機会の充実

文部科学省では、令和7年8月5日（火）に午前1コマ、午後3コマの研修を開催する予定です。教育委員会においては、できる限り多くの技術・家庭科（技術分野）担当教師が受講できるよう、日程確保をお願いします（詳細は今後事務連絡を発出しますが、オンラインでの開催を予定しています）。

文部科学省としては、改善計画の履行状況をはじめ、令和7年度以降も継続的に詳細な調査を行い、都道府県別・指定都市別の結果を公表するとともに、必要な支援方策について積極的に検討したいと考えています。今後も逐次状況を確認し、必要な指導助言を行うこととしますので、御承知おきください。

## 別添資料

中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制に関する実態調査結果

### 【本件連絡先】

初等中等教育局 学校情報基盤・教材課  
／学校デジタル化プロジェクトチーム  
情報教育振興室

電話：03-5253-4111（内線：2702）

e-mail：[digital-pt@mext.go.jp](mailto:digital-pt@mext.go.jp)